

平成 19 年 6 月 15 日



各 位

会 社 名 株 式 会 社 A C C E S S
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 荒 川 亨
(コード番号 4813 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執 行 役 員
経営企画・財経本部長 兼
人事総務・法務知財本部長 阿 部 康 二
(TEL . 03 - 5259 - 3564)

米ユニシス社とのLZW特許ライセンス契約に関する係争の和解について

株式会社ACCESS(本社:東京都千代田区、代表取締役社長:荒川 亨)は、この度、Unisys Corporation (本社:Blue Bell, Pennsylvania、代表者:Joseph W. McGrath、以下、ユニシス社と表記)との間でのLZW特許ライセンス契約に関する係争について、同社と和解することに合意しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 概要

当社は、ユニシス社との間でのLZW特許ライセンス契約に関する係争(裁判及び仲裁手続)につき、想定される仲裁判断の内容、今後の弁護士費用等を勘案し、ユニシス社の主張を受け入れることなく、同社と和解いたしました。和解金として、当社は、ユニシス社に対して、6百万米ドルを支払います。

2. 訴訟・仲裁手続に至った経緯及びその内容

ユニシス社は、LZW特許として知られる特許権(現在は存続期間満了により消滅)の複数の国における保有者でした。LZW特許は、GIF画像を含むデータの圧縮・伸長を対象としていました。ユニシス社と当社とは、LZW特許に関して平成12年12月29日付でライセンス契約を締結しました。その後、ユニシス社と当社との間で、特定の顧客に販売されたNetFront® Browser及びCompact NetFront Browserに係る当社のライセンス料の支払い義務等に関連して紛争が生じました。

当社は、当該顧客がユニシス社との別のライセンス契約に基づき当社のブラウザを搭載した製品についてライセンス料を支払っていることを理由に、当社ブラウザの販売についてライセンス料を支払う義務はない等の主張を行いました。これに対して、ユニシス社は、当社のブラウザ販売が第三者のライセンス契約によってカバーされることはない等の主張を行いました。平成16年9月には、当社が東京地方裁判所にユニシス社を相手取って訴訟を提起いたしました。また、平成17年には、ユニシス社がアメリカ合衆国において、当社を相手取って仲裁手続開始を申し立てるとともに連邦地方裁判所に訴訟を提起いたしました。

ユニシス社と当社とは、ライセンス料の支払い、損害賠償金の支払いを含むすべての両者間の係争内容について、本日付で和解契約を締結いたしました。

3. 和解の内容

- (a)当社からユニシス社への6百万米ドルの支払い
- (b)すべての訴訟及び仲裁手続の取り下げ
- (c)お互いに今回の係争に関する請求権の放棄

今回の和解契約の締結及び金銭の支払いにより、いずれの当事者もなんら責任を認めるものではありません。また、当社の支払い金額は、特定の請求原因、損害又は義務と関連づけられるものでもありません。本書面に記載する以外の和解契約の詳細については、和解契約の秘密保持条項に基づき、公表を控えさせていただきます。

4. 当社の今後の業績に与える影響

当社は、今回の和解により、平成20年1月期第1四半期において、以下の金額を特別損失として計上いたします。

和解金：	718,800 千円
弁護士費用等：	<u>167,966 千円</u>
合計：	886,766 千円

LZW 特許は既に存続期間満了により消滅しているため、今後の当社の事業にはなんらの影響もありません。

以上